

私は、日本共産党を代表いたしまして、この議案第 12 号野田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について反対をする立場で討論いたします。

議案第 12 号はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備を使用する方法の追加等をするものです。

この法律は、民間、行政機関、独立行政法人と別々に制定されている 3 つの個人情報保護制を統合し、対象に地方自治体、地方独立行政法人を加え、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、利便性向上をアピールし、マイナンバーの情報連携、マイナンバーカードの鍵機能を使ったマイナポータルを入り口とした情報連携によって、データをさらに集積しようとしています。集積した情報は攻撃されやすく、漏洩の危険が心配です。

マイナンバーカードの危険性はまともに伝えず、多くの国民の不安や疑問などは置き去りに、カードの利用拡大を進める政府の姿勢は問題です。個人情報を一元化し、徴税強化や社会保障費抑制を狙ったり、民間事業者の儲けの種として利活用するために、守るべき個人情報を個人情報が流出するリスクを認めることはできません。

以上の理由から、議案第 12 号野田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について反対します。